



受託研究・共同研究・受託事業契約における消費税率について

2019年10月1日に消費税が10%に増税されましたが、本学では、受託研究・共同研究・受託事業を「役務の提供」として取扱うため、消費税法に規定する経過措置の適用はありません。つきましては、本学が実施するそれらの契約の研究経費に適用される税率は以下のとおりとなりますのでご案内いたします。

【適用する消費税率の考え方】

↓2019年10月1日

研究期間終了日	2019年9月	2019年10月	消費税率
2019年9月30日以前			8%
2019年10月1日以降			10%

※変更契約についても、研究経費が増額となる場合は、変更後の研究期間終了が9月30日以前か10月1日以降かで適用する消費税率を判断します。その際、原契約には遡及せず、直近の変更契約から適用いたします。

なお、2019年10月1日以降に終了する契約で、2019年度経費を消費税込み金額で締結した研究契約については、税率の明記がない場合も消費税10%が適用されているものとみなします。前年度と年度総額が同額でも、2019年度経費からは消費税差額2%分が差し引かれますので、研究に使用できる実質経費が前年度と比較して減額されます。その点をご留意いただいたうえで研究経費を調整していただくようお願いいたします。

以上、ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。